

News Release

令和 8 年熊本地震にかかる共済契約上の特別措置等について

このたびの令和 8 年熊本地震によって被災された皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。皆さまの一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 村山 美彦）では、令和 8 年熊本地震により被害を受けられたご契約者さま・ご利用者さまに対して、共済契約上の特別措置および共済証書貸付の金利免除を実施いたします。

1. 共済契約上の特別措置について

令和 8 年熊本地震が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定されたことにより、共済約款上で定められた期限内にお申込みやお手続き等をいただくことが困難な場合、その期限を延長いたします。

対象の共済契約	①「令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法の適用地域」を地区とする農業協同組合または全国共済連を共済者とする共済契約 ②「令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法の適用地域」に居住する共済契約者等の共済契約
お取扱いの例	・ 共済掛金払込猶予期間の延長 (例：生命総合共済、建物更生共済等の共済掛金の払込猶予期間の延長) ・ 引継契約又は共済の目的の入替に関する特別措置 (例：自動車共済における自動車の譲渡や廃車に伴う車両入替のお手続きの猶予) ・ 自動車共済契約の運転者の範囲により保障が限定されている共済契約に関する特別措置 (例：自動車共済における運転年齢条件や家族限定保障特約を変更するお手続きの猶予)

※ お取扱いの実施内容は【別紙】をご確認ください。

2. 共済証書貸付の金利免除について

新規（追加借入を含む）の共済証書貸付について、次のとおり金利免除を行います。

対象者	令和8年熊本地震により被災し、災害救助法適用地域（※）に居住されているご契約者さま
金利	年利 0.0%
上記金利適用期間	共済証書貸付期間と同じ（貸付日から最長1年間）
借入請求日	令和8年7月28日から令和8年10月31日まで

※ 対象地域は、内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」に掲載の、「令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用について」をご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html（外部リンク）

J A共済は、被災地域の日も早い復旧・復興に貢献できるよう、これまで培ってきた大規模自然災害における建物損害調査の経験を生かし、事業の総力を挙げて取り組んでまいります。

以 上

【別紙】共済契約上の特別措置にかかるお取扱いの実施内容

1. 実施内容

- (ア) 共済掛金払込猶予期間の延長
- (イ) 共済金、給付金又は年金の支払義務を免れる場合の期限の延長
- (ウ) 共済掛金の払込免除請求の期限の延長
- (エ) 危険の増加等による通知義務に関する特別措置
- (オ) 共済の目的の譲渡による被共済者の変更に関する特別措置
- (カ) 承継共済契約者の指定による共済契約者の変更の期限の延長
- (キ) 共済金額減額後の増額できる期限の延長
- (ク) 約定日の変更に関する通知期限の延長
- (ケ) 被共済者の確定に関する通知期限の延長
- (コ) 失効中の共済契約に係る復活期間の延長
- (サ) 共済証書貸付けの返済の期限の延長
- (シ) 共済掛金の振替貸付けの取消期間の延長
- (ス) 共済契約又は共済契約の復活の無効の申出の期限の延長
- (セ) 引継契約又は共済の目的の入替に関する特別措置
- (ソ) 短期共済契約の更新又は継続に関する特別措置
- (タ) 共済契約の更新又は継続をしない旨の通知に関する特別措置
- (チ) 転換契約、乗換契約又は切替契約の申込みの期限の延長
- (ツ) 年金支払開始年齢又は共済掛金払込終了年齢の繰下げの申込みの期限の延長
- (テ) 共済掛金の払込方法を月払いとする旨の申込みの期限の延長
- (ト) 共済契約の申込みの撤回等の申出に関する特別措置
- (ナ) 自動車共済契約の運転者の範囲により保障が限定されている共済契約に関する特別措置

2. 猶予する期間

令和8年7月28日から令和9年1月28日まで。

ただし、(ア) (ソ)については、以下のとおり。

長期共済：令和9年7月28日まで

短期共済：令和9年1月31日まで